

令和6年度高圧ガス製造保安責任者試験等
(経済産業大臣及び都道府県知事が行わせることとした試験)の実施公告

高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則(昭和41年通商産業省令第54号)第11条の規定に基づく、令和6年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験の実施について

令和6年5月27日

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル
特別民間法人高圧ガス保安協会
会長 近藤 賢二

1. 試験日時

令和6年11月10日(日) 午前9時30分開始

2. 試験地

- (1) 甲種化学責任者免状、甲種機械責任者免状及び第一種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験については、別表1の左欄に掲げる試験地とする。
- (2) 乙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、丙種化学(液石)責任者免状、丙種化学(特別)責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状及び第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験並びに第一種販売主任者免状及び第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験については、別表2の左欄に掲げる試験地とする。

3. 受験資格

年齢、学歴、経験に関係なく誰でも受験できる。

4. 受験申請の受付期間

- (1) 電子申請によるもの
令和6年8月19日(月)午前10時から令和6年9月4日(水)午後5時まで、受付期間中、24時間受け付ける。
なお、別表1及び2の左欄に掲げる試験地、試験の種類に関係なく、すべて高圧ガス保安協会のホームページ(<https://www.khk.or.jp>)上で受け付ける。
- (2) 書面申請によるもの
令和6年8月19日(月)から令和6年9月2日(月)まで
郵送による場合は、令和6年9月2日(月)までの消印のあるもの(料金別納郵便及び料金後納郵便にあつては、令和6年9月2日(月)までに到着したもの)に限り受け付ける。

5. 書面申請による受験願書の提出方法及び提出先

- (1) 受験願書の提出方法は、郵送(簡易書留郵便又は書留郵便)又は持参とする。
- (2) 2. (1)の試験の受験願書提出先は、別表1の左欄に掲げる試験地のうち、受験を希望する試験地の担当事務所とする。
ただし、沖縄県を除く試験地の郵送による受験願書提出先は、高圧ガス保安協会の試験・教育事業部門とする。
- (3) 2. (2)の試験の受験願書提出先は、別表2の左欄に掲げる試験地のうち、受験を希望する試験地の担当事務所とする。

ただし、北海道（乙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、丙種化学(特別)責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状及び第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験並びに第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験）及び宮城県の郵送による受験願書提出先は、高圧ガス保安協会の試験・教育事業部門とする。

(4) 上記の(2)及び(3)のうち、受験する試験の種類が全科目免除に該当する受験者の受験願書提出先は、試験の種類に関係なくすべて高圧ガス保安協会の試験・教育事業部門とする。

6. 試験の種類別による受験手数料

試験の種類	電子申請	書面申請
甲種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	17,300円	17,800円
甲種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	17,300円	17,800円
乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	11,100円	11,600円
乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	11,100円	11,600円
丙種化学(液石)責任者免状に係る製造保安責任者試験	9,800円	10,300円
丙種化学(特別)責任者免状に係る製造保安責任者試験	9,800円	10,300円
第一種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	17,300円	17,800円
第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	11,100円	11,600円
第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	9,800円	10,300円
第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験	8,500円	9,000円
第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験	6,700円	7,200円

7. 受験案内書の配布等

(1) 電子申請によるもの

電子申請に必要な受験案内書は、令和6年7月8日(月)から高圧ガス保安協会のホームページ(<https://www.khk.or.jp>)に掲載する。

(2) 書面申請によるもの

書面申請に必要な受験案内書は、令和6年7月8日(月)から受験を希望する試験地の担当事務所において無料で配布する。受験案内書を郵送により求める場合には、当該事務所に照会のこと。この場合、送料は受験者負担とする。

8. 合格基準

合格基準点は、各科目とも満点の60パーセント程度とする。

9. 受験上の注意

(1) 試験当日、受験票に所定の写真を貼付のうえ、必ず持参すること。受験票を持参しなかった場合又は受験票への写真無貼付の場合は、受験できないものとする。

(2) 試験問題用紙は答案用紙提出時に回収するものとする。

(3) その他の受験上の注意にあつては、受験案内書を参照のこと。

以上

別表 1

試 験 地	試験の種類
北海道(札幌市)	甲種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 甲種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 第一種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験
宮 城 県	
東京都(23区)	
愛 知 県	
大 阪 府	
広 島 県	
香 川 県	
福 岡 県	
沖繩県(本 島)	

別表 2

試 験 地	試験の種類
北 海 道 (札幌市、函館市、室蘭市、旭川市、釧路市)	乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験
青 森 県	乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験
岩 手 県	丙種化学(液石)責任者免状に係る製造保安責任者試験
宮 城 県	
秋 田 県	丙種化学(特別)責任者免状に係る製造保安責任者試験
山 形 県	
福 島 県	第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験
茨 城 県	
栃 木 県	第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験
群 馬 県	
埼 玉 県	第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験
千 葉 県	
東 京 都 (23区、大島町、三宅村、八丈町、小笠原村)	第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験
神 奈 川 県	
新 潟 県 (新潟市、三条市、上越市)	
富 山 県	
石 川 県	
福 井 県	
山 梨 県	
長 野 県	
岐 阜 県	
静 岡 県	
愛 知 県	
三 重 県	

試 験 地	試験の種類
滋 賀 県	乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験
京 都 府	
大 阪 府	乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験
兵 庫 県	
奈 良 県	丙種化学(液石)責任者免状に係る製造保安責任者試験
和 歌 山 県	
鳥 取 県	丙種化学(特別)責任者免状に係る製造保安責任者試験
島 根 県	
(松江市、江津市)	第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験
岡 山 県	
広 島 県	第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験
山 口 県	
徳 島 県	第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験
香 川 県	
愛 媛 県	第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験
高 知 県	
福 岡 県	
佐 賀 県	
長 崎 県	
熊 本 県	
大 分 県	
宮 崎 県	
鹿 児 島 県	
(鹿児島市、奄美市)	
沖 縄 県	
(本島、宮古島市、石垣市)	